

岬町行財政集中改革計画

(第3次集中改革プラン)

(素案)

平成 年 月

岬 町

目 次

1. これまでの行財政改革の取組みと実績等	P 1
2. 町財政の現状	P 2
3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算	P 5
4. 改革取組前の今後の財政状況等（未定稿）	P 7
5. 新たな行財政改革計画策定の必要性	P 9
6. 第3次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）	P 9
7. 第3次集中改革プランの計画期間及び計画目標 ※計画目標以降 未定稿	P 11
8. 改革取組後の今後の財政状況等	未定稿
9. 主な行財政改革項目	未定稿
10. 行財政改革の推進体制及び進行管理	未定稿
11. 別紙資料	未定稿

岬町行財政集中改革計画（素案）

（第3次集中改革プラン）

1. これまでの行財政改革の取組みと実績等

（1）行財政改革の取組状況

本町は、これまで昭和57年度から次のとおり、行財政改革の方向性を定め、積極的に取り組んできました。

- ・昭和57年度：財政健全化計画の策定（昭和57年度～平成3年度）
- ・昭和61年度：岬町行政改革大綱の策定
- ・平成16年度：行財政改革プランの策定（平成16年度～20年度）
 ↓ 国の「行革の推進指針」に基づき、再編・整理して
- ・平成17年度：第1次集中改革プランの推進（平成17年度～21年度）
- ・平成23年度：第2次集中改革プランの推進（平成23年度～27年度）
- ・平成24年度：第2次集中改革プランの中間見直し

※ 中間見直しについては、行財政改革懇談会の意見を受け、平成23・24年度の計画進捗状況を踏まえた上で、計画目標額の見直しを実施しました。

（2）第2次集中改革プランの実績等

第2次集中改革プランにおいては、施策・事務事業の見直し、公共施設の見直し、財政基盤の強化、定員・給与の適正化、人事制度の見直しなど、下記の9区分において93項目の改革に取り組み、このプランにおける目標効果額とほぼ同様の改革効果額を得ております。

しかし、未収債権の徴収強化を図り財源を確保することを優先するとしたことから、受益者負担の適正化などの一部の改革項目では、未実施の状況となっているものがあります。

【第2次集中改革プランの効果額と主な取組み】

（単位：百万円）

改革区分	年 度					主な改革項目
	H23 効果額	H24 効果額	H25 効果額	H26 効果額	H27 見込み	
1 施策・事務事業の見直し	40	56	67	94	123	○民間委託における委託料の積算根拠等の見直し ○事業抑制による下水道事業特別会計繰出金の削減
2 公共施設の見直し	31	41	39	38	34	○健康ふれあいセンター指定管理委託料の削減 ○公民館・文化センター・青少年センターの管理運営の経費削減
3 財政基盤の強化	23	39	26	48	59	○町税の徴収率(現年99%・滞納35.4%)、国保の徴収率(現年96.5%・滞納14%)を目指す ○固定資産税超過税率の0.1%引き下げ(平成25年度から) ○余剰地の売却、ふるさと寄付金の確保
4 定員・給与の適正化	141	33	94	90	▲11	○新規採用の抑制による職員定数の削減 ○一般職の給与2%のカット ○退職手当を3年に分割支給し、負担の平準化を図りながら退職手当債の発行を抑制
5 人事制度の見直し	1	11	18	23	25	○臨時職員の勤務時間の短縮 ○臨時的保育士の効率的な配置

6	公債費比率の引下げ	20	20	▲41	0	0	○既発行債の償還時期を延長
8	議会における改革の取り組み	15	14	14	14	14	○議員報酬15%カット・政務調査費の50%カット
9	新たな改革項目	34	37	42	49	42	○組織見直しによる水道事業繰出金の削減 ○55歳以上職員の1.5%の更なる給与カット
合 計		305	251	259	356	286	

※このプランにおける効果額については、原則として平成21年度を基準とした各年度の効果額を表しております。

2. 町財政の現状

(1) 財政収支（普通会計）（財政再生団体転落の回避）

第2次集中改革プランの取り組みにより、この計画期間中の普通会計の財政収支は黒字決算を保つことができ、懸念事項であった財政再建団体へ陥ることは避けられました。

ア、財政収支の状況

第2次集中改革プランの計画期間中の財政収支は黒字決算で推移しています。この財政収支の内容を分析すると、実質的には、上記に示した第2次集中改革プランの推進による効果額を含めた「イ、臨時的な措置」に示す財源により歳入不足額を補填し、黒字決算となっています。

【財政収支の推移】

(単位：百万円)

区 分	H17	H23	H24	H25	H26	H27（試算）見込み
歳 入	6,712	6,676	6,614	6,249	6,836	7,540
歳 出	6,688	6,536	6,533	6,118	6,606	7,513
差 引 ①	24	140	81	131	230	27
翌年度に繰越すべき財源 ②	4	109	44	91	187	0
実質収支①-②=A	20	31	37	40	43	27

※ 平成27年9月現在における、平成26年度決算を踏まえたうえでの平成27年度の試算です。

イ、臨時的な措置

第2次集中改革プランの計画期間中は、固定資産税の超過課税を実施しつつ、財政調整基金等からの取り崩しを行わずに黒字を達成するという目標を掲げて、改革を推進しましたが、みさき公園の固定資産税に係る訴訟により、また、平成26年度については、町の活性化や安全・安心のための投資的事業を拡大したことから基金を取り崩すことにより財源を確保し、財源不足額を補填しています。

なお、平成25年度からは、住民負担の削減を図るため固定資産税の超過税率の引き下げ(超過税率0.3%⇒0.2%)を実施しています。

【臨時的な措置財源の内訳】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7見込み
臨時的な措置 B	611	267	394	170	282	168
超過課税分	0	267	249	170	172	168
基金の取崩し	611	0	145	0	110	0
財政調整基金	391	0	145	0	60	0
公共施設整備基金	120	0	0	0	50	0
地域福祉基金	100	0	0	0	0	0

ウ、臨時的な措置等を講じなかった場合の収支

上記の臨時的な措置や行財政改革を講じなかった場合の財政収支は赤字となっており、毎年、多額の財源不足が生じていたこととなります。

【臨時的な措置等を講じなかった場合の財政収支】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7見込み
実質収支 A	20	31	37	40	43	27
臨時的な措置 B	611	267	394	170	282	168
行革による効果額 C	386	305	251	259	356	286
臨時的な措置を講じなかった場合の実質収支 A-B-C	▲977	▲541	▲608	▲389	▲595	▲427

エ、基金現在高の状況

基金現在高は、第2次集中改革プランの計画期間中は、約13億円から14億円の間で安定しています。

【基金現在高】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7見込み
財政調整基金	149	951	846	877	817	817
公共施設整備基金	208	231	231	231	181	181
その他の基金	183	194	238	296	313	313
基金合計	540	1,376	1,315	1,404	1,311	1,311

オ、地方債残高

地方債残高については、平成26年度までは、毎年減少していますが、平成27年度見込みにおいては、公営住宅建替事業や道の駅「みさき」整備事業などの大規模な投資的事業を実施していることから、起債発行額が元利償還額を上回ることになり地方債残高は、増加する見込みです。

【地方債残高】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7見込み
前年度末残高 A	12,142	8,913	8,408	7,891	7,363	7,103
起債発行額 B	481	472	425	456	598	1,425
元金償還額 C	876	977	942	984	858	837
利子償還額	276	163	146	128	112	98
年度末地方債残高 A+B-C	11,747	8,408	7,891	7,363	7,103	7,691

(2) 町税収入の状況

国の経済金融施策の効果等による企業収益・雇用環境の改善等により、景気は穏やかな回復傾向にあるものの、本町においては、経済の好循環が行き届いておらず、町収入の根幹をなす町税収入の町民税は、人口減少のみならず、団塊の世代が大量に退職したこと、また現役世代の収入の減少により減収が続き、また、固定資産税においても、未だ地価が下げ止まらないことから減収となっています。なお、平成26年度決算における固定資産税の超過課税分を含めた税額は、超過課税を実施していない平成17年度の固定資産税額（1,323百万円）とほぼ同額の状況で、地価の下落により超過課税の効果を相殺している状況にあります。

これは、基金取り崩しによる財政運営を行っていた平成17年度よりも厳しい町税収入となっているということです。なお、この傾向は今後も続くと考えられ、町税収入は、厳しい状況となることが予想されます。

【町税収入の推移】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7見込み
町民税	754	788	770	770	740	727
個人	608	699	700	697	671	657
法人	146	89	70	73	69	70
固定資産税	1,323	1,466	1,381	1,293	1,326	1,301
うち超過課税	0	253	238	156	161	157
軽自動車税	28	31	31	31	32	32
町たばこ税	89	82	83	92	86	86
町税合計	2,194	2,367	2,265	2,186	2,184	2,146

(3) 財政構造を示す指標

本町の財政構造を示す指標である経常収支比率及び実質公債費比率は、いずれも類似団体及び大阪府平均を上回っており、財政構造は硬直化した状況にあります。

なお、町税や地方交付税から求められる標準財政規模に対する過去に発行した町債の償還額の割合を示す実質公債費比率は減少傾向にあり、公債費適正化計画の策定が義務付けられている18%を下回ったものの、依然として高水準にあります。

【経常収支比率・実質公債費比率の推移】

(単位：%)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7見込み
経常収支比率	96.8	96.1	96.0	95.7	95.5	95.3
類似団体平均	88.1	87.6	88.5	87.8	—	
大阪府市町村 平均（政令市除く。）	96.1	95.3	94.7	94.4	—	
実質公債費比率		21.0	19.9	18.8	17.6	16.8
類似団体平均		12.3	11.7	11.2	—	
大阪府市町村 平均（政令市除く。）		6.9	6.6	6.3	—	

「—」：データが未公表であることを示します。

3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算

(1) 今後必要となる重要施策

ア、町の活性化

国のまち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考えや方向性を踏まえつつ、本町における人口の現状と将来展望を提示する「岬町人口ビジョン」や実情に応じた今後5ヶ年の施策方針を提示する「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「岬町総合戦略」という。）」を策定し、地域の活性化に取り組もうとしていることから岬町総合戦略に掲げる事業の財政負担の状況を見極めつつ、効果的に事業を推進する必要があります。

とりわけ、道の駅「みさき」整備事業及びみなとオアシス整備事業を推進し、地域産業の創設・競争力強化や観光振興を図ることなどによるまちの活性化が重要となります。

イ、高齢化と少子化対策

本町は大阪府域で最も高齢化が進んでいる自治体の一つであり、平成27年10月時点での高齢化率は35.1%となっています。今後も高齢化が進むことに伴い介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営に要する経費及び医療費に係る法定繰出金の増加が見込まれ、これらに対応する必要があります。

一方、平成25年度における本町の合計特殊出生率は、0.88と全国平均の1.43に比べて極めて低い状況にあることから、定住促進等のための子育て支援策として、小学校に併設する保育所運営方法の見直しや乳幼児医療費助成制度の拡充を行っています。今後、厳しい財政状況の中においても優先的に少子化対策に対応する必要があります。

※ 平成26年度決算ベース（主な繰出金）

介護保険特別会計繰出金 (約 2億5千9百万円)

後期高齢者医療特別会計負担金・繰出金 (約 3億2千6百万円)

ウ、安全・安心対策への対応

この第2次集中改革プランの策定期間に発生した東日本大震災を契機として、また、今後、南海トラフ等を震源に発生が見込まれる地震などへの対応が必要です。

しかし、国においては、東日本大震災復興特別会計枠の全国防災事業が平成27年度に、緊急防災事業は平成28年度に終了することとなっており、平成29年度からは、災害減災対策事業に係る財政負担を軽減できる制度がなくなります。

このような中でも、住民の安全・安心を守るための公共施設の耐震工事などを厳しい財政状況の中においても優先的に（仮称）町道海岸連絡線整備事業や非構造部材の耐震化事業などの減災対策事業に対応する必要があります。

エ、公共施設の統廃合を含む施設の適正管理

本町の公共施設は、「岬町公共施設適正化基本方針」に示されているように、建物については、昭和50年代の前半にかけて建築された施設が多く、今後20年間に、耐用年数を迎えることから人口減少等を踏まえ、未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化を進めることにより、維持管理費の削減を図りつつ、施設の適正な管理を行う必要があります。

オ、固定資産税超過税率の見直し

急激な地価の下落に伴う固定資産税の減収等を要因とし、また、今後の住民サービスを提供するのに必要な財源を確保するための臨時的な措置として、平成19年度から固定資産税の標準税率の1.4%に、0.3%の超過税率を加えた固定資産税の超過課税を導入しました。

この超過税率のうち0.1%については平成25年度に引下げを実施しましたが、さらに0.1%の引下げを平成28年度に予定していることから、この見直しによる経常収支比率に与える影響や財政収支の状況を見極める必要があります。

(2) 財政収支見通しの試算

上記(1)アからオに係る施策の状況を踏まえて、今後の本町を取り巻く環境の変化に伴う住民ニーズに則した行政サービスの提供や安全・安心のための事業の取り組みなどの財政需要に対して、本町は、的確に対応することができる状況にあるのか。また、引き続き、財政収支及び財政構造を改善し、持続可能な財政運営を行うことができるのかなどを判断するため試算を行います。しかし、下記に掲げる状況などにより的確に見込むことは困難であることから平成26年度までの決算及び現時点の行財政に係る制度が引き続き継続されると仮定し、各種統計指標を基礎に、平成32年度までの5ヶ年間の財政収支を試算することとします。

ア、国の経済金融施策の効果等による企業収益・雇用環境の改善等により、景気は穏やかな回復傾向にあるものの、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっています。しかし、本町にまで、その経済の好循環が行き届いておらず、少

子高齢化の進展、人口の減少、地方分権や事務移譲への対応など、本町を取巻く社会的環境は依然厳しい状況が続くものと見込まれます。

イ、特に歳入の根幹をなす町税収入は、世界経済を牽引している米国や中国の景気の減速などによる経済状況への影響や地価の動向などを想定しなければなりません。

また、平成29年4月からは消費税率10%への引き上げが予定されております。これらの要因による影響を予想し、的確に財政収支に反映することは大変困難な状況にあります。

4. 改革取組前の今後の財政状況等（未定稿）

平成26年度決算または、平成27年度（決算見込み）を基準年度とし、改革を行わなかった場合を想定して、平成28年度以降の財政収支について試算し直すこととします。

なお、平成27年9月に行財政改革委員会で説明しましたように、現状では第2次集中改革プランの改革項目を継続して実施した場合であっても、実質収支において財政的な余裕がありません。「改革を行わなかった場合」には、実質収支の悪化が見込まれます。

(1) 改革取組前の今後の財政収支見通し（普通会計・投資的事業を含む）（未定稿）

改革取組前の普通会計ベースにおける今後の財政収支見通しは、現行の行政サービスを維持しつつ、今後、先~~の~~^{未定稿}安心のための（仮称）町道海岸連絡線整備事業やまちの活性化を目指す道の駅「みさき」整備事業などの主な投資的事業を行った場合、平成____年度から財政収支は____、平成____年度には____百万円の____額が見込まれます。

【改革取組前・今後の財政収支見込（普通会計）】

（単位：百万円）

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
歳 入					
歳 出					
差 引					
翌年度に繰越すべき財源					
実質収支 A					
累積赤字額					

更に、固定資産税超過税率（0.1%）による収入を含まない場合の財政収支は、次表のとおりで、平成____年度~~は~~^{未定稿}____百万円の財源____が見込まれます。

【改革取組前・臨時的な措置を含まない場合の財政収支見込】

(単位：百万円)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
実質収支 A					
固定資産税超過課税収入 B					
固定資産税の超過課税を講じ なかった場合の実質収支 A－B		未定稿			

(2) 基金残高（普通会計・投資的事業を含む）（未定稿）

平成____年度から見込まれる**未定稿**各年度に財政調整基金等とにより、平成____年度まで**未定稿**可能です。

【改革取組前・基金残高の推移見込】

(単位：百万円)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
財政調整基金					
公共施設整備基金		未定稿			
その他の基金					
合 計					

(3) 起債残高（普通会計・投資的事業を含む）（未定稿）

起債の残高については、現在実施している公営住宅の建替事業や（仮称）町道海岸連絡線整備事業等の大規模な事業が続くことから、一旦、平成29年度に起債残高は、____百万円となります。**未定稿**現在の投資的事業の見込みについては、総合計画における実施計画が3年間であることから、それ以後の事業が見通せない状況であるため、今後は実施予定事業を精査し、財政状況に応じた進め方を検討する必要があります。

【起債残高の推移見込】

(単位：百万円)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
年度末残高		未定稿			

(4) 財政構造を示す指標（普通会計・投資的事業を含む）（未定稿）

町税などの一般財源の減少により、経常収支比率は、徐々に硬直化が進むことが見込まれます。しかし、実質公債費比率については、岬中学校及び健康ふれあいセンターの整備事業に発行した町債の償還額が減少することから、平成28年度以降は、緩やかに減少すると見込まれます。**未定稿**

【改革取組前・財政指標の推移（投資的事業を含む）】

(単位：%)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
経常収支比率					
実質公債費比率		未定稿			

5. 新たな行財政改革計画策定の必要性

ア、本町は、平成17年度から21年度の岬町集中改革計画（第1次集中改革プラン）、平成23年度から27年度の岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）の改革プランに基づき、10年間にわたる事務事業や組織体制等の改善・改革に取り組んできましたが、予想しがたい社会・経済状況や少子高齢化の影響を受け、集中・重点的な改革への取り組みにもかかわらず、本町の財政状況は依然、非常に厳しい状況にあることに変わりはありません。

第2次集中改革プランにおける行財政改革による改革効果額は、ほぼ計画どおりとなったものの、改革による財源確保以上に、歳入においては、人口減少等による税収入の減少が懸念されます。また、歳出においても高齢化に伴い医療費等に係る扶助費や繰出金が増加する傾向にあり、財政収支の改善を圧縮している状況です。

加えて、今後は交付税の算定基礎となる人口部分の減少に伴い、交付税額までも減少することが懸念されることから、引き続き改革に取り組むことにより、中期的な財政収支を確保し、住民ニーズに則した行政サービスの提供や行政の役割を十分に果たす必要があります。

イ、平成27年度では地域の活性化に取り組む岬町総合戦略が策定されることに加え、第4次岬町総合計画（平成23年度～32年度）は平成27年度で5年を経過したことから平成28年度には、総合計画の後期基本計画及びその実施計画が策定されます。また、大阪府における地方分権・広域化が推進されることから、これらに対応するために今後の財政的裏付けによる実施事業の優先順位付けなど、町としての取り組みの方向性を整理・調整する必要があります。

ウ、岬町行財政改革懇談会からの第2次集中改革プランの進捗管理に係る答申において「第2次集中改革プランを着実に実施し、本プランの計画期間中に、新たな改革プランを策定する必要がないような積極的な改革を進められたい。」との意見に加え、「人口減少と土地価格の下落により収入の根幹である町税が減少している中で財政収支の均衡を保つには、新たな改革プランの策定を模索する必要もある。」とも述べられています。

こうした状況を踏まえ、第2次集中改革プランに引き続き、持続可能で安定した財政基盤や組織体制の構築を目指す新たな「岬町行財政集中改革計画（以下「第3次集中改革プラン」という。）」を策定することとします。

6. 第3次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）

（1）行財政改革に向けた基本的な考え方

ア、行財政改革に向けた基本的な考え方は、これまで取り組んできた第2次集中改革プランでの改革を踏襲しつつ、単年度における財政収支の黒字を目指すのではなく中期的観点から財政収支の確保を目指します。なお、第2次集中改革プランで未着手となっている項目についても、今後の改革項目として、その改革の方向性や推進内容を可能な限り第3次集中改革プランに盛り込むこととします。

イ、地域の活性化に取り組む岬町総合戦略や平成23年度に策定した第4次岬町総合計画に掲げる「豊かな自然、心かよう温もりのまち“みさき”」を実現するため平成28年度から総合計画の後期基本計画や実施計画に盛り込まれた事業を限りあ

る財源の中で効果的・効率的に実施する必要があることから第3次集中改革プランとの整合性を図ります。

ウ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成21年4月施行）においては、これまでの普通会計のみならず、特別会計も反映した指標で地方公共団体の財政状況の健全度が判断されることから、町が有する特別会計についても計画に盛り込むこととします。

エ、平成26年度に策定した「岬町公共施設適正化基本方針」に基づき、危険と判断した施設の撤去や未利用施設や余裕のある施設の廃止、統合を進めることにより施設の維持管理費等の削減に努めることとします。

オ、平成29年度に導入が予定されている「公会計制度」については、固定資産台帳と岬町公共施設適正化基本方針に基づく施設の見直しや事務事業評価との関連性を見極めるものとしてします。

（2）行財政改革を実現するための意識改革

ア、行財政改革項目を具体化するには、改めて全ての事務事業について点検・評価を行い、改善・改革が必要と認められた事務事業については、今後のあり方や事業展開の方向性を示す必要があります。これを着実に進めるためには町行政の全体像を把握し、新たな施策に積極的に対応できる全職員の意識改革に努めます。

イ、今後の行政需要や執行方法を考慮しつつ、職員一人ひとりの能力を高め、簡素で効率的な組織体制を引き続き目指します。また、町組織の継続的な維持・士気の高揚・均衡ある職員世代の構成などの仕組みづくりを目指します。

（3）民間の活力を活かす行財政運営

住民ニーズに的確に対応し、民間の活力を活かすことにより効果的・効率的な事務執行ができると判断された事業については、引き続き外部への委託や指定管理者制度の導入を進め、積極的に民間ノウハウや人材を活用する取組みを進めることとします。

（4）地方分権・広域化に対応した行財政運営

地方分権の進展、権限や事務の移譲などに的確に対応し、本町の行政運営体制の基盤を強固にしていく必要があります。また、大阪府における地方分権・広域化の推進へ対応するため近隣市町と共同で処理することが効果的・効率的にサービス提供できると判断する事業については、共同事業の実施や広域連携を積極的に進めていくこととします。

(5) 協働の理念を活かした行財政運営

ア、今後の行政運営には行政のみならず、住民・コミュニティ組織・事業者・NPOなど、岬町で暮らす、支える、働く多様な主体が連携した「新たな公共」として、サービス提供の担い手に参画していただくための仕組みづくりを目指します。

イ、地域の課題や特性を踏まえながら、住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政と様々な主体が協働して住民の力や知恵を活用することができる質が確保された公共サービスの提供を目指します。

(6) 透明性の高い公正な行財政運営の徹底

ア、本町の施策や事業を円滑に推進するためには、何よりも全ての住民に信頼・安心される行財政運営を行う必要があります。そのため、直接住民や当事者等へ語りかける「住民説明会」や「懇談会」を必要に応じて開催することとします。また、町の広報紙やホームページによる情報発信・提供を充実させることとします。

イ、各種審議会等の公開、パブリックコメントの募集、情報公開制度の更なる推進などの取組みにより、行政の意思形成や進捗状況の過程を明らかにし、住民にとって透明で、わかりやすく、公正な行財政運営を進めていくこととします。

7. 第3次集中改革プランの計画期間及び計画目標

(1) 計画期間

第4次岬町総合計画（後期基本計画・実施計画）と整合させるため、平成28年度から32年度までの5ヶ年間を見据えた計画期間とします。

以下 未定稿

8. 改革取組後の今後の財政状況等
9. 主な行財政改革項目
10. 行財政改革の推進体制及び進行管理
11. 別紙資料